

Title	田沼意次の政権独占をめぐる
Sub Title	Dictatorship of Okitsugu Tanuma the chancellor of the Shogunate
Author	山田, 忠雄(Yamada, Tadao)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.3 (1972. 4) ,p.91(335)- 114(358)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720400-0091">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720400-0091</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 田沼意次の政權独占をめぐつて

山田忠雄

田沼意次の経歴については、ここでは必要なかぎりの程度にとどめる。

意次の父専左衛門意行はもと紀州藩の足輕であったが、藩主徳川吉宗が享保元年に宗家を継いで將軍となるに及び、これに随従して幕臣となり、吉宗の小性に取り立てられて主殿頭を叙任し、晩年は六百石の知行を与えられて小納戸頭取となり、享保十九年十二月没した。<sup>(1)</sup> 竜助意次は父の關係で享保十九年三月十三日、一六才のときに世子家重付の西城小性となった。<sup>(2)</sup> 翌二十年三月四日、父の遺跡を継ぎ（六百石）、元文二年二月一六日從五位下に叙せられ、主殿頭と改めた。

延享二年九月一日に家重が將軍となると、これに扈從して本城勤仕となり（二七才）、以後意次のめざましい栄達が始まる。同四年九月一五日に小性組番頭格に昇格し、諸事執啓見習（御用取次見習）となったのを皮切りに、翌寛延元年閏一〇月一日に「小性組番頭となり。加秩ありて実禄二千石をたまはり。なほ昵近せしめらる。」<sup>(3)</sup> このときの加封を含めて増されること、前後一〇回に及んだ（第一表参照）。このうち三回は家重の代であり、その間に宝暦元年七月一八日に側衆、側用申次に進み、同八年九月三日はじめて万石に列し、「このうち執政と同じく評定所に伺候して、訴訟うけ給はるべしと命ぜらる。」<sup>(4)</sup> ことになる。ここで意次は幕府評定所に列座、折から審理中の美濃郡上藩の百姓一揆<sup>(5)</sup> に関連して、十月二八日に改易された西丸若年寄だつた本多忠央の旧領、遠江相良へ十一月一八日に意次は領知を移された。<sup>(7)</sup>

第1表

加 減 封 年 次	年 令	加減封石高	総 高
享保20年 3月4日	17才	遺跡 600石	600石
寛延元年閏10月1日	30才	1,400石	2,000石
宝曆5年 9月19日	37才	3,000石	5,000石
宝曆8年 9月3日	40才	5,000石	10,000石
宝曆12年 2月15日	44才	5,000石	15,000石
明和4年 7月1日	49才	5,000石	20,000石
明和6年 8月18日	51才	5,000石	25,000石
安永元年 1月15日	54才	5,000石	30,000石
安永6年 4月21日	59才	7,000石	37,000石
天明1年 7月15日	63才	10,000石	47,000石
天明5年 1月29日	67才	10,000石	57,000石
天明6年閏10月5日	68才	減知20,000石	37,000石
天明7年 10月2日	69才	減知27,000石	10,000石
天明7年 10月2日		(田沼意明)	10,000石

(『寛政重修諸家譜』卷1219, 新訂版第18, 364~366ページにより作成)

意次が万石に列したのは家重の代であったが、異例ともいえる昇進はなんといっても家治の代に入ってからである。この期に前後七回の加増をうけるが、これに匹敵するのは綱吉時代における大老格柳沢吉保だけである。彼は元禄元年に万石になって、宝永元年甲州十五万一千石余になるまで前後七回の加封をうけている。<sup>(8)</sup> この時代において他に大老堀田正俊(一三万石)、側用人牧野成貞(七万三千石)、同秋元喬知(六万石)、同松平輝貞(七万二千石)などは総石高こそ意次を上廻るが、加封回数<sup>(9)</sup>は意次に達しない。

また意次とほぼ似たコースを昇進した家重の側用人大岡忠光にしても、宝暦元年万石に列してから三度の加封で二万石にすぎない。<sup>(10)</sup>

を勤めていた板倉勝清が西丸老中に転じた跡、側用人に昇任し、加封とともに領地相良に築城を許されて城主となり、従四位下となった。<sup>(11)</sup> このとき四九才である。

同六年八月一八日、板倉勝清が本丸老中となり、西丸老中に所司代阿部正允が転じたとき、意次は老中格となって正式に幕閣に列した。このとき侍従に任せられ、加封五千石(実禄二万五千石)にあわせて「昵近の職兼る事故の如し。<sup>(12)</sup>」つまり側用人は辞しても、事実上は代行しており、しばらくは側用人の職は設置されていない。

安永元年正月十五日、五四才のときに意次は「宿老の班に加えられ。五千石加秩ありて三万石になされ。昵近もとの如し。」<sup>(13)</sup>と奥兼帯の老中となった。このとき先任老中としては、さきの板倉勝清（阿部正允は西丸老中だからここでは除外。なお阿部の本丸老中は安永九年七月のことであり、同年一月には没している）の他に、松平武元・松平輝高・松平康福の三人が幕閣に列していた。

ここで注目すべきことは、従来將軍の側近であって、幕府職制上も將軍の私的機関にすぎなかった側用人の政治的地位の変化である。本来、側用人には伝統的譜代大名に独占されていた老中への昇進の途はなかった。たとえば側用人としては老中の上席の大老格に任ぜられた柳沢吉保のばあいでも、綱吉の専権を以ってしても正規の老中となしえなかった措置であるといわれ、また大老格であって正規の大老ではなかった。<sup>(14)</sup>それが大岡忠光にいたって初めて正規の若年寄となることが出来、それを経て側用人に昇任する「幕府政治制度上の大きな変化」<sup>(15)</sup>と注目されるような途が開けたのである。さらに意次になると、忠光の昇進を上廻って初めての正規の老中昇進が実現したのであるから、その政治的意義は看過しえない。このばあい新参あるいは成上りといった身分・家格の枠を大きく破っただけでなく、幕府の正規執行機関の一員を構成する立場であるにかかわらず、なお依然と「昵近もとの如し」と、側用人的性格を在任中有していたことについて注目しておきたい。後で述べるように意次の権力掌握のあり方を考えたばあい、老中として幕政の最高首脳部を構成していただけでなく、失脚まで終始將軍側近としての立場を保持しているからである。

安永六年四月二一日、意次は七千石の加増をうけた。家治の代になつて五度目の加封なので余りの沙汰に一応は辞退しようとしたが、松平武元の忠告を容れて受諾したという話が『続三王外記』<sup>(16)</sup>に伝えられているのは、このときのことであろう。

同日、若年寄水野忠友が側用人に進み七千石加封（実禄二万石）され、従四位下に叙し領邑駿河国沼津に城地を築くこ

とを許されている。<sup>(17)</sup> 沼津水野氏は代々松本城主であったが、忠友の祖父忠恒の代に、享保十年九月江戸城中の刃傷事件で取潰しとなった。家康の生母於大の方の実家筋の縁で叔父忠毅に名跡を継がせ、七千石を与えられた。<sup>(18)</sup> 忠友はその嫡男である。彼は家治の小性を振り出しに、ほぼ意次と似たコースを歩み、小性組番頭格、御用取次見習を経て側衆に昇進し、明和二年正月千石の加封、さらに同五年十一月一日五千石加封（実禄一万三千石）され、若年寄に進み「国用の事を掌る」（勝手掛若年寄）こととなった。<sup>(19)</sup> その後安永三年七月に意次の四男忠徳（のちの田沼意正）を養子にむかえ、その女をこれに配している。<sup>(20)</sup> このたびの昇進・加封・築城はこの意次との姻戚関係に由るものといえよう。

すでに意次の羽振りのよさは目を見張らせるものだったが、松平武元の在世中はいささか控え目だったといわれる。「続三王外記」にも「故終<sub>ニ</sub>其世<sub>一</sub>、意次未<sub>ニ</sub>敢專<sub>一</sub>、安永八年己亥七月、館林侯武元薨、意次自<sub>レ</sub>是無<sub>ニ</sub>復忌憚<sub>一</sub>、王（家治）亦以<sub>ニ</sub>政事<sub>一</sub>委<sub>ニ</sub>意次<sub>一</sub>、百僚皆敬<sub>ニ</sub>事意次<sub>一</sub>、事無<sub>ニ</sub>大小<sub>一</sub>、因<sub>ニ</sub>意次<sub>一</sub>白決、時高崎侯輝高、代<sub>ニ</sub>館林侯<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>政<sub>一</sub>、浜田侯康福為<sub>ニ</sub>次相<sub>一</sub>、皆充<sub>ニ</sub>位而已<sub>一</sub>」<sup>(21)</sup>とある。これをうけて『徳川十五代史』は、「故に其（武元）の世に在るや、姦諛の徒、皆其の私を肆まにすることを得ず。武元卒後、松平輝高、松平康福等、皆田沼、水野の為に弄せられ、政事大に衰へ、紀綱廢弛、風俗頹弊、賄賂公行し、小人志を得たりと云ふ。」<sup>(22)</sup>と評している。しかしこのような評価に当って、『続三王外記』の記事が史料としてどこまで信頼がおけるものかということについて、大石慎三郎氏は「余程の考証を経た上でなければ使用しないのが常識であろう。」<sup>(23)</sup>と疑念を提示しているが、すべてを田沼意次の賄賂と結びつける『続三王外記』特有の論断はともかくとして、一応その記事の史実性は信じてよいだろうと思う。

なお「賄賂公行」が田沼政治の基調のように一般的に評価されるのが通説であるが、幕府権力と商業資本との癒着の傾向はすでに享保の改革の商業政策にみられるところであった。かつ松平武元が老中首座となった宝暦末年―明和初年にかけて幕政の政策転換が行なわれ、いわゆる田沼の賄賂政治なるものは、いわばかかる政治動向との関わり合いにお

いて理解すべき性格のものである。(補説)

この松平武元没年の安永八年から翌々天明元年、とくに後者が意次の政權掌握において政治的画期をなしている。

すでに長男意知の室には老中松平康福の女を迎えている。<sup>(24)</sup>「かく世にあひたる身なれば、親戚うちひろこいて、その子どもさるべき家々に養はれたり」といわれたごとく、四男忠徳の沼津水野家の養子につづいて(安永三年七月)、同八年十

二月に六男雄貞が土方雄年(伊勢薦野藩主、一万千石)の養子となつてその養女(実は雄年の妹)を娶り、<sup>(26)</sup>また七男降祺

も九鬼降貞(丹波綾部藩主、一万九千五百石)の養子となり、その女を室に迎えている。<sup>(27)</sup>

また数多くの子女のうち、三女は宝曆期の老中西尾忠尚の孫、西尾忠移(遠江横須賀藩主、三万五千石)に嫁し、その

縁で忠移は奏者番(天明四年五月)となり、<sup>(28)</sup>四女は奏者番井伊直朗(越後与板藩主、二万石)に嫁ぎ、これにより直朗も

西丸若年寄(天明元年九月)に昇進している。<sup>(29)</sup>また養女(実は意次の妹婿新見正則の女)は九代家重の側用人だった大岡

忠光の子、奏者番大岡忠善(武蔵岩槻藩主、二万石)の継室となり、のち離縁してさきの土方雄年に再嫁している。<sup>(30)</sup>

このような閨閥の形成をみると、ここに田沼家の大名としての家格釣り上げと、幕閣人事への布石が明確に読みとれる。

### 註

(1) 『寛政重修諸家譜』巻第一千二百十九(新訂版第十八、三六四

ページ、以下『寛政譜』と略す)

(2) 同右および『有徳院殿御実紀』巻卅九(『新訂増補国史大

系本『徳川実紀』第八篇、以下『実紀』と略す)享保十九年

三月十三日の条(同右六五三ページ)この日意次とともに御

側戴忠通の子忠久、小十人頭岩本正房の子正時が同じく召し

出されている。

なお田沼意行と一緒に戴忠通も同じく紀伊藩士より吉宗に

扈從して家重付となり(『寛政譜』巻第一千四百七十三。第二

十二、一四六〇七ページ)、岩本正房も同様に幕臣となり(同

右巻第一千二百五十三。第一九、一一八ページ)、意行と同日に

吉宗の小姓となった。

(3) 『惇信院殿御実紀』巻八(『実紀』第九篇四七二ページ)

(4) 同右、卷廿八(同右七一六ページ)

(5) この百姓一揆については、拙稿「宝暦―明和期の百姓一揆

「権力との対応をめぐって」古島敏雄編『日本経済史大系 4、近世下』所収、参照。

- (6) 「惇信院御実紀」卷廿八(前右七一九ページ)
- (7) 同右(七二〇ページ)
- (8)(9)(10) 「恩栄録」下卷(『改定史籍集覧』第十一冊)
- (11) 「浚明院御実紀」卷十六(前右二五三ページ)
- (12) 同右(三二三ページ)
- (13) 同右(三七九ページ)
- (14) 辻達也『享保改革の研究』七八ページ
- (15) 松尾政司「宝曆期政局の動向について」『歴史地理』第九 一卷第四号
- (16) 『続三王外記』浚王紀(『我自刊我書』十六オ)
- (17) 「浚明院御実紀」卷三十六(同右五四二ページ)
- (18) 『寛政譜』卷第三百三十(第六、五七一五八ページ)
- (19) 同右および「浚明院殿御実紀」卷十八(同右二九〇ページ)
- (20) 『寛政譜』卷第三百三十(第六、五九ページ)
- (21) 『続三王外記』卷之三浚王紀(同右十六ウ)
- (22) 内藤耻叟『徳川十五代史』(新人物往来社版) 第五卷二三 一〇ページ
- (23) 大石慎三郎「田沼意次に関する従来の史料の信憑性について」『日本歴史』第二三七号

- 其姓氏ヲ忘ル」とある。しかしこれは誤りで、実は上野館林藩の儒者であり、かつ藩主松平武元(老中)の右筆を勤めた石井蠡の著作である。蠡は頼春水(山陽の父)とも交友深く、長く江戸にあり、その著『続三王外記』が幕閣内の機密にしばしば触れることの多いのも、その立場から首肯しうることである。したがって書物の性格上、近世においてはいずれも写本としてのみ流布したにすぎず、僅かに明治十三年に我自刊我書本が公刊された唯一の刊本である。くわしくは、森銑三「続三王外記とその著者」(『書物と人物』所収参照)。なお同書の武元讚美はその立場から当然であって、たとえば「列相以下百官、無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>媚<sub>レ</sub>於意次、独館林侯方正」(卷之三浚王記)という武元の方正さなるものがかなりあやしいものであることは、大石氏が論証している(前掲論文)。
- (24) 『寛政譜』卷第二百十九(第十八、三六六ページ)
  - (25) 『新編藩翰譜』第五卷(人物往来社版) 五二八ページ
  - (26) 『寛政譜』卷第二百十九(第十八、三六六ページ) および卷第三百十二(第五、三六〇ページ)。なお雄貞は天明二年一月二〇才で歿すると、雄年の甥木下義苗を養嗣子とし、その室に田沼意次の養女(意次の甥田沼意致の女)を配している。
  - (27) 同右卷第二百十九(第十八、三六六ページ) および同右卷第九百五十二(第十五、一五六ページ)
  - (28) 同右卷第三百七十六(第六、三四四ページ)

『続三王外記』の著者は、我自刊我書屋甫喜山景雄の識語によると、「(松浦)翁又曰続(三王外)記ハ古河人士ノ著今

(29) 同右巻第七百六十一(第十二、三二〇ページ)なお直朗の姉は近江彦根藩主井伊直幸の室である。直幸が大老(天明四年十一月)となったのも、『続三王外記』の伝える意次への贈賄もさることながら、この縁戚関係も見落せない。

(30) 同右巻第一千二百十九(第十八、三六六ページ)、同右巻第六十三(第十六、三二〇ページ)、同右巻第三百十二(第五、三六一ページ)。なお『続三王外記』によれば、この他に孫竜助(意知長男)の室に、太田資愛の女を迎え、その縁で資愛は寺社奉行より若年寄に昇進した(浚王紀十六オーウ)というが、

(補説)

ここにいる政策転換とは主として幕府の経済政策の転換を意味する。そしてかかる転換期においては、とりも直さず、政策立案者・実施者たる幕府勘定所役方層の動向が問題になるだろう。

宝暦一〇年四月、若年寄板倉勝清は徳川家治の側用人に昇進したが、板倉は延享四年(一四四年間)、勝手掛若年寄として幕府財政の中樞に位置していた。翌一一年二月、寛延三年(一四八〇年)約一二年勝手掛を兼任していた老中首座堀田正亮が歿した。

宝暦期には堀田・板倉という併設された勝手掛老中・同若年寄の下に勘定奉行以下の勘定所機構が運営されていた。この時期の幕府経済政策の基調は、さきにみたごとく享保期の農政を継承していた(勘定奉行神尾春央歿後の宝暦六年三月に、勝手向が近年ゆるみ取箇減少のため、今後「諸事若狭守勤候趣ニ立戻候様」(『御触書宝暦集成』八四一号)達しているのも、その一証左たりうるだろう)。しかし首座兼勝手掛老中堀田正亮の死を契機に、幕府勘定所機構は享保期の機構整備につぐ大きな改革が行なわれ、それをつうじて幕府経済政策の転換が推進されていく。

『寛政重修諸家譜』のそれぞれの巻では確認できない。因みに竜助(意明)は当時数え年九才だから、もし事実としても、婚約にとどまり、後年祖父意次の失脚で破約したとも考えられる。そのことは天明六年八月二十七日意次が老中を罷免されると、翌九月には松平康福・水野忠友・井伊直朗・西尾忠移は一斉にいずれも田沼家と離縁義絶に及んでいる(山田「田沼意次の失脚と天明末年の政治状況」『史学』第四十三巻第一・二号)ので無理なかるう。なお「公徳弁」坤(『不揚録・公徳弁・藩秘録』日本史料選書7)四七〇―四七一ページ参照。



第2表 勘定奉行・勘定吟味役の交替（宝暦11年9月～12年6月）

就任年月	氏名	役職	昇任前役職	転任先役職
宝暦11・9	小幡 景利	勘定奉行（公）*		槍奉行
"	安藤 惟要	"（公）	作事奉行	
11・11	上遠野興吉	勘定吟味役	勘定組頭	
"	坪内 定央	勘定奉行（公）		（歿）
11・12	牧野 成賢	"（公）	作事奉行	
12・4	天野 正景	勘定吟味役		佐渡奉行
"	柘植 守清	"	大番・書替奉行	
12・6	石谷 清昌	勘定奉行（勝）*		（兼長崎奉行）
"	小野 一吉	"（勝）	勘定吟味役	
"	伊奈 忠宥	勘定吟味役首座	（関東郡代兼帯）	

（\*（公）は公事方、（勝）は勝手方を示す）

板倉の昇進後は勝手掛若年寄は補充されなかった。宝暦一〇年六月に、遠国代官に対して従前の制を改めて期月前に年貢皆済のばあいには今後は初年度より褒賞を与えることを令しているが、これは年貢納貢の確保の努力を示しているものである。人事では同月長崎奉行坪内定央が勘定奉行に昇進した程度で、全体としてはなんら顕著な変化は認められない。

ところが堀田の歿した直後の宝暦一一年二月末には、未補充の勝手掛若年寄につづいて、今後は勝手掛老中は設置することなく老中が毎年交代で国用を司ることに制度が改められている。翌三月には勘定所機構の再編成、すなわち享保期いろいろの勘定所内部の分掌事項をさらに細分化して、これによって勝手方の職掌がいちじるしく充実された。

この機構改革に対応するように、これ以後の約二年に勘定奉行・勘定吟味役の異動は目まぐるしい（第二表参照）。とくに勘定吟味役は宝暦期にいたって職掌が拡大され、勘定奉行に匹敵するようになったから、その交替は軽視できない。

一連の交替のなかで、宝暦一二年六月に小野一吉が勘定奉行に昇進した。当時勘定奉行には一色政沆・石谷清昌・安藤惟要・牧野成賢がすでに存任しており、古参の一色・石谷が勝手方勘定奉行を勤役のところへ小野が新たに加わったので、その機能は一段と強化された。

小野は勘定を経て代官―勘定吟味役―勘定奉行―大目付―旗奉行という典型的な吏僚コースをたどった人物であり、しかも前記五人の奉行のなかで唯一の勘定所生え抜きであった。なお関東郡代兼帯勘定吟味役首座伊奈忠宥の家は、伊奈忠次らしいの関東代官・関東郡代を勤めた地方支配の名門であり、その起用は勝手方の強化にあらう。

宝暦一二年一二月、老中松平武元、若年寄松平忠恒はそれぞれ勝手掛を命ぜられた。さきに国用を老中の年番とされていたにもかかわらず再度改制され、空白だった勝手掛老中、勝手掛若年寄が再置されるにいった。

明和二年二月、伊奈忠宥は関東郡代兼帯のまま勝手方勘定奉行に昇進した。これは前年暮の伝馬騒動鎮定の功勞によるものだが、この新しい質の斗争の発生に対処した措置でもある。すなわち、翌三月には延享三年七月の勝手方勘定奉行の職掌規定による勝手方と公事方の職掌分担を再確認するとともに、地方支配についての勝手方の分掌を明らかにした。あるいは農民の駄込訴を勝手方がとりあげるとは筋違願いであるとしてこれを禁じていることは、明らかに伝馬騒動の直接的影響である。またこのとき、「御代官所御取箇并在々御普請之儀、金銀米錢納払一件、知行割、御代官割、新田又は諸運上願之類」(『御触書天明集成』一八七九号)は、勝手方の専管事項として見逃がしえない。これはその直後の同年五月に、勘定吟味役の古参二名(古板与七郎・上遠野源太郎)に対して、蔵米の納払についての吟味を命じていることに対応するものであらう。明和四年八月には支配諸役を設置して勘定吟味役も強化されている。

## 二

安永八年二月二一日、將軍世子家基が大森新井宿に鷹狩りの帰途、品川東海寺で休憩中突如激痛に襲われ、急拠帰城したが、治療の効果なく二四日、十八才で歿した。<sup>(1)</sup> 継嗣に急逝された家治の落胆ははなはだしかったが、<sup>(2)</sup> 天明元年四月十五日、老中田沼意次・若年寄酒井忠休・留守居依田政次等は「御世つぎの御子養ひ給はん事を仰出され。(中略)その事つ

かさどるべしと命ぜら<sup>(3)</sup>れた。

これを初見として、閏五月一八日一橋豊千代(家齊)を世子と披露した<sup>(4)</sup>が、この間に西丸大奥修理、西丸附諸有司補任を行ない、とくに閏五月十一日には所司代久世広明を西丸老中に昇任させたのはじめ、西丸附人事の大移動が行なわれている<sup>(5)</sup>。

一橋豊千代の継嗣実現に至るまでの田沼意次の果した役割については、すでに横山則孝氏<sup>(6)</sup>が解明しているのでそれによらず、ここでは氏の見落された若干の事実を指摘しておきたい。

豊千代とほぼ似た条件をもった養君候補者としての松平定信の存在が比定されることがある。

定信はいうまでもなく田安宗武の七男に生まれたが、幕命により安永三年十七才のとき奥州白河藩主松平定邦の養嗣子となった。このことについて定信自身、「もとの事は田邸にても望み給はずありけれども、そのときの執政ら、おしすめてかくはなりぬ。」と記し、また宝蓮院(宗武室)の言として、「賢丸(定信)を久松家(松平氏)へ養ひにやりしは、もと心に応ぜざる事なれども、執政邪路のはからひよりせんかたなくかく為りし<sup>(7)</sup>」との嘆きを伝えている。これにもとづいて、『楽翁公伝』は田沼意次と一橋治済の共同策動説を主張しているが<sup>(8)</sup>、これは定信の意次への反感をこめた後年の回想であり、「ときの執政ら」とあるのをいきなり意次個人の専断であるかのごとく臆断する『楽翁公伝』の論証は再検討されねばなるまい。家基毒殺(『統三王外記』)の風説はさておき、数年先の世子急逝、養君決定までを想定した予定の計画とは見なしがたく思われる。

豊千代の継嗣決定にはもちろん実父治済の意次への強い働きかけがあったと考えられるが、家治が養君選定を命ずる以前に気になる事実がある。

それは安永九年九月一日に、家治の右大臣転任の祝賀があり、それによって三家・三卿(ただし田安は明屋形のため

欠)・加賀・越前の各家に將軍家より賜物があつた際、とくに豊千代一人、それに伍している<sup>(9)</sup>。ことは些細な事柄だけど、すでに豊千代の世子此定はこの段階から考慮されていたのではなからうか。

ところで意次と一橋家との関係は従来諸書で説かれている以上に深い縁故関係で結ばれている。この点、若干立ち入って考察したい。

まず意次と一橋家老との関係である。三卿は三家とはちがい、十万石の領知を与えられても独立の大名<sup>(10)</sup>藩でなく、將軍家のいわば家族の一員として遇されている。したがって三卿の家臣も、三家のごとく陪臣でなく、幕臣がその役職の一つとして勤仕するのが建前である。試みに三卿の初代家老(初め御傳)となつた六人についてみよう。

田安家家老 「(享保十四年) 閏九月廿八日西城新番頭森川主殿俊勝。先手頭伏屋備前守為貞。右衛門督宗武卿の傳役を命ぜられ<sup>(11)</sup>。」

一橋家家老 「(同二十年) 九月朔日先手頭建部甚右衛門広次。小納戸山本越中守茂明ともに小五郎君(宗尹)の傳役とせられ加秩あり<sup>(12)</sup>。」

清水家家老 「(宝曆七年) 五月廿一日小納戸村上肥前守義方。簾中御方御用人永井九右衛門武氏とともに、万次郎君(重好)の傳役となり<sup>(13)</sup>。」

右の六人のうち、一橋家家老山本茂明は本来は代々紀伊藩士であつたが、吉宗の將軍襲職に伴つて新参幕臣となり、小納戸を長年勤めて小納戸頭取に昇進し、一橋家家老(御傳)となつた<sup>(14)</sup>。この山本茂明を初出として、一橋家家老には旧紀伊藩士で吉宗に随従して幕臣となつたもの、またはその子孫が多い。これは一橋家に限らない。

吉宗の継統直前の幕府内部は、綱吉・家宣時代の新参幕臣の激増と側近政治によつて、伝統的譜代層とこれら新参幕臣との対立が激化し幕政は停滞した。そこで吉宗継統の経緯<sup>(15)</sup>からいっても吉宗は紀伊家より連れて来た家人たちの

勢力抑制をはかり、側近重用を避けたといわれる。とはいっても、それらの大部分は吉宗側近の役人となった以上、<sup>16)</sup> 彼らの昇進した役職は後でみるように將軍・夫人・公子らの側近に進出したのも理解できよう。

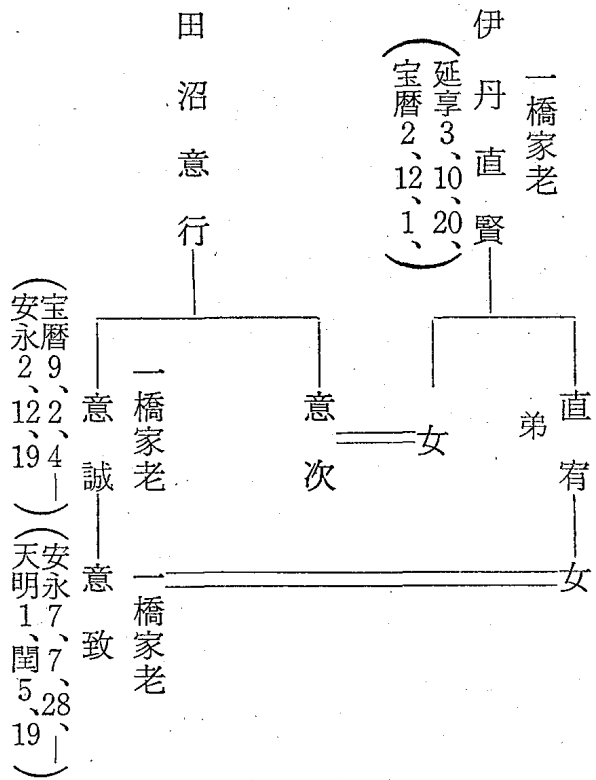
山本茂明より一年おかれて延享三年一〇月二〇日に、伊丹直賢が一橋家人首座から家老に昇任したが、これも吉宗に随伴した旧紀伊藩士の一人である。<sup>17)</sup>

それより九年経て、宝暦九年二月九日に一橋家側用人田沼意誠が同家老に昇進した。<sup>18)</sup> 意誠はいうまでもなく意次の弟に当る。父意行は茂明・直賢らと同じく旧紀伊藩士(前述のごとく足輕身分の輕輩だった)で吉宗扈從の一人だった。<sup>19)</sup> その関係で意識は意次より早く享保一二年四月一日、当時小五郎と称していた一橋宗尹の小性(一二才)に召し出され、生涯を一橋家家臣として送った(安永二年一二月一九日卒、五三才)<sup>20)</sup>。その嫡男意致も父の死後、安永七年七月二八日、目付より一橋家家老に昇進している。<sup>21)</sup>

意誠・意致父子の一橋家家老就任については、本人らと一橋家との関係もさることながら、意次との関係が大きくものをいっただであろうことは推測に難くない。さきにも述べたように、意誠のときにはすでに意次は前年に家重の側衆として万石に列しており、意致のときは一橋家も治済の代にかわっていたが、意次は老中として出世コースをまっしぐらに進んでいる時期(六〇才)である。したがって『続三王外記』の次の記事はその間の微妙な動きを伝えるものとして興味深い。

「既而其弟田沼意誠、自<sub>二</sub>番郎<sub>一</sub>遷為<sub>二</sub>一橋相<sub>一</sub>、実<sub>二</sub>不次<sub>一</sub>之遷也、是時一橋之王子宗尹既薨、世子治済立、意誠卒、其子意致、自<sub>二</sub>監察御史<sub>一</sub>、擢<sub>二</sub>繼<sub>二</sub>父<sub>一</sub>之職<sub>二</sub>」(傍点、引用者)<sup>22)</sup>

次の系図は、一橋家家老伊丹直賢・田沼意誠・同意致の三人が、実は意次とその夫人(伊丹直賢の女)を軸として、一橋宗尹・治済二代の一橋家家老を勤め、また意次自身が・舅・弟・甥の三人との縁故の間柄をつうじて、一橋家と密接な関係を持っていたことを示している。



しかしこれだけでは意次と一橋治済との関係は表面的なものにすぎない。そこで他の側面からみていくと、両者のいわばくされ縁的なつながりが出てくる。それは治済の側室であり、家斉の生母であったお富の方の存在である。この女性が意次―治済―家斉―家治を結ぶ一本の赤い糸ともいうべき役割を荷なっていたことについて、従来余り知られていない。

明和事件で断獄された山県大弐の嫡孫に当る覚斎竹尾善筑は数奇なる運命をたどって、幕府の表坊主を勤めた。彼は職掌柄、江戸城中の内情に精通し、それを随筆『即事考』に書きとめている。その中に伝えられる秘話である。

「岩本氏は二百俵也、其始おとみ殿を父母妊娠の先夜の夢に、みの中に柵を置、夫より松生しを見る。容儀かくべつ勝れしにもなく、青黒くふとりて、さまでの風姿にあらず、故ありて田沼氏と入魂により、浚明院殿の御次に出、後御中老と成、此時一橋中納言治斉卿より、かの姉御所望あり、かの女性又彼御屋形へ入度由内訴により、つるにかの方へ進ぜける。一説に、此時腹に御種ありと云伝、又或説には、いろく交雑の噂も立。後九箇月にて御誕生ありし、今の上様是也。

(後略)<sup>23)</sup> (傍点、引用者)

事柄の性格上、この秘話が果してどこまで真相を伝えているのか知り難いが、事実の一端を伝えていることは間違いない。というのは、家斉の生母お富の方の生家、岩本民の系譜をたどってみよう。<sup>24)</sup> お富の方の祖父に当る岩本正房はやはり旧紀伊藩士で吉宗に扈從した一人であり、田沼意行と同時に吉宗の小性に召し出されている。長子正時は意次と同日に家

重の小性となり、次子（嫡男）正久ははじめ一橋宗尹のち田安宗武の小性となる。二人の兄の若死により、三子正利が正久の養嗣子となる。他に女と養女が二人いるが、いずれも大奥に仕えている。そんな関係で正利は大奥老女梅田の養女を妻に迎えており、この夫婦の間に生まれたのが、さきのお富の方である。<sup>(25)</sup>家斉の生誕は安永二年十月三日であり、<sup>(26)</sup>さきの「後九箇月にて御誕生」とすると、一橋屋形入りは同年初めとなる。また竹尾善筑が「故ありて田沼氏と入魂」と伝えるのも、右の岩本氏の系譜からみれば至当であると首肯できよう。

いうならばそのものずばりの直接史料ではないが、以上の諸点からの考察で、家斉の養嗣子決定をめぐる田沼意次の一橋家に対する立場について、「傍証」（もちろんあくまで傍証にとどまるが）ではあるが、史料的に裏づけることが出来たと思う。<sup>(27)</sup>

註

- (1) 「浚明院殿御実紀」卷四十『実紀』第十篇五九四ページ
- (2) その逸話が「浚明院殿御実紀」附録卷二に収められている（同右八二六ページ）。
- (3) 「浚明院殿御実紀」卷四十四（同右六五七ページ）
- (4) 同右（六六三ページ）
- (5) 同右（六六二ページ）
- (6) 横山則孝「田沼意次と家斉の将軍家養君」『新訂増補国史大系・月報57』、同「家斉の将軍就任と一橋治済」『史叢』第一輯。『公德弁』乾（日本史料選書7所収）四二八ページ
- (7) 松平定信『宇下人言』（岩波文庫版）三〇、三二ページ
- (8) 渋沢栄一『楽翁公伝』三七四〇ページ
- (9) 「浚明院殿御実紀」卷四十三（同右六四〇ページ）
- (10) 北原章男「御三卿の成立事情」『日本歴史』第一八七号参照。
- (11) 「有徳殿御実紀」卷三十（『実紀』第八篇五一ページ）
- (12) 同右、卷四十二（同右六九三ページ）
- (13) 「惇信院殿御実紀」卷廿五（『実紀』第九篇六八四ページ）
- (14) 『寛政譜』卷第四百九十（第二十二、二五六ページ）。なお『実紀』では小納戸になっているが、このときには小納戸頭取（享保十四年三月一日）であった（同上および『柳宮補任』卷之六、一ツ橋殿御傳（一ツ橋家老）の項、『大日本近世史料』参照）。
- (15) 宅間博「吉宗継統とそれをめぐる幕府政局」読史会『国史論集二』参照。
- (16) 辻達也『享保改革の研究』一〇三ページ。なおこのとき随

従した家人は四十数人であったという。

(17) 「惇信院殿御実紀」巻四(同右第九篇四〇四ページ)、『寛政譜』巻第四百五(第二十一、一三六一—一三七ページ)

(18) 「惇信院殿御実紀」巻廿九(同右七二八ページ)

(19) 『寛政譜』巻第十二四十九(第十八、三六四ページ)

(20) 同右(三六七ページ)

(21) 「浚明院殿御実紀」巻三十九(同右第十篇五七八ページ)

(22) 『続三王外記』浚王紀(同右十六オ)

(23) 竹尾善筑「即事考」四 『風璞十種』第一、三八五ページ。

なお、お富の方をめぐる家治と治済とのスキャンダラスな話は、家斉落胤説によって、家基に代わる家斉と家治との一層密接な関係を強調する含みをもつと考えるのは、筆者のうがちすぎであろうか。

(24) 註(4)におなじ。

(25) 『寛政譜』巻第十二百五十三(第十九、一一八一—二〇ページ)

(26) 「浚明院殿御実紀」巻二十八(同右第十篇四二五ページ)、

横山則孝前掲論文四九ページ註(9)参照。

(27) これほどまでに密接な関係にあった田沼意次と一橋治済との間柄にもかかわらず、天明六年末から翌七年末にかけて、なぜ意次の幕閣からの追放にとどまらず処罰にまでつきすすんだのであろうか。將軍家斉の実父たる治済が、家斉の將軍実現までは意次を政治的に利用したが、その実現後は意次の

田沼意次の政権独占をめぐる

強硬な反対派である松平定信と結托し、定信を老中に据えて意次を処罰に追いこんだものであるというのが通説であるが、問題はしかく単純なものではあるまい。それは社会的・経済的危機が政治的危機と結びついた幕府支配の危機状況において、とくに天明六—七年の人民斗争の大昂揚と相まって理解すべき性格のものである。

もちろんそれだけでは一般的であって、十分説得性をもちえないだろう。かえって「天明巷説」(この史料的な価値については、山田前掲『史学』論文第二節註(8)参照)に伝えられる記事の方が一つの手がかりを与えてくれそうである。これによると、意次追放直後の幕府権力の空洞期は御三家による強力な幕政参与が行なわれているが、その砌、尾州家附家老の竹腰山城守を一橋家に遣わして御三家の口上を伝えさせていわく、「此度御大變(家治の急死をいう)に付て天下の御後見御望い哉此段慥ニ御直答を取ひて可罷歸」と詰寄って、治済をして近年病身にて家政さえ思うに任せないので、「況や天下の御後見に於てハ思召もよられざる間曾て御望無之由」との返事を引き出させて幼將軍の実父としての政治介入の機会を奪ったというのである。とすると、治済が早く意次を見限るのも故なしとしない。



三

先例があるとはいえ、異例にもひとしい意次の華々しい昇進はどうして可能であったか。

これについて北島正元氏は、將軍の絶大な信頼、大奥の懐柔、閨閣による幕閣支配、贈収賄(政敵毒殺の噂をふくめて)という四つの理由をあげて論じている。<sup>(1)</sup> いまここではそのいちいちについては論じないが、右のうち、第三のものについてはその一端をこれまでにすでに明らかにしてきた。

さて、さきにも述べたごとく安永八―天明元年にかけて意次の地位は不動になりつつあったが、この間に意次の先任老中が相ついで死去している事実注目したい(第三表)。

明和六年七月十二日に四六才で没した老中阿部正右の跡をうけて、翌八月十八日に西丸老中板倉勝清が本丸老中へ、所司代阿部正允が西丸老中へと昇進したとき、田沼意次も側用人から老中格(老中、明和九年正月十五日)へと昇進した<sup>(2)</sup>。当時の先任諸老中(西丸老中を含む)のうち、松平武元(安永八年七月二九日、六七才)<sup>(4)</sup>、板倉勝清(安永九年六月二八日、七五才)<sup>(5)</sup>、阿部正允(安永九年二月二四日、六五才)<sup>(6)</sup>、松平輝高(天明元年九月二五日、五七才)<sup>(7)</sup>がいずれも没すると、天明元年末には意次の先任老中のなかで生存者は松平康福ただ一人にすぎず、首座の康福について意次は老中次席に昇格している。

先述のように松平武元の生存中は意次も彼を憚っていたが、武之死後は実権は意次に帰し、首座の輝高、次席の康福はともに名目の地位にすぎないという話は有名である。あるいは、板倉勝清は四〇余年にわたる老功の臣であるため、意次はこれを忌避し、老令の勝静を無理に田獵に誘い、大疲労させた挙句に意次の思惑どおり武元につづいて彼も歿したという。その後釜を狙つて阿部正允は意次に贈賄した。運動が奏功して正允は老中になったものの五か月後に歿した。<sup>(8)</sup>

第3表 明和元年—天明六年における老中一覽

老中	就任	辞任	享年	備考
松平 武元	延享 4. 9. 3.	安永 8. 7. 29(没)	67才	延享 3. 5. 15. 西丸老中
松平 輝高	宝曆11. 12. 朔	天明元. 9. 25(没)	57才	宝曆11. 8. 3. 老中末班
松平 康福	宝曆14. 5. 朔	天明 8. 4. 3(免)		宝曆12. 12. 9. 西丸老中
阿部 正右	明和 2. 12. 22.	安永 6. 7. 12(没)	46才	宝曆14. 5. 朔 西丸老中
秋元 涼朝	明和 2. 12. 22.	明和 4. 6. 28(辞)		西丸老中. 再役
板倉 勝清	明和 6. 8. 18.	安永 9. 6. 28(没)	75才	明和 4. 7. 朔 西丸老中
田沼 意次	明和 9. 正. 15.	天明 6. 8. 27(免)		明和 6. 8. 18. 老中格
阿部 正允	安永 9. 7. 6.	安永 9. 11. 24(没)	65才	明和 6. 8. 18. 西丸老中
久世 広明	天明元. 9. 18.	天明 5. 正. 24(没)	55才	天明元. 閏5. 11. 西丸老中
牧野 貞長	天明 4. 5. 11.	寛政 2. 2. 2(辞)		天明 4. 5. 11. 所司代ヨリ
水野 忠友	天明 5. 正. 29.	天明 8. 3. 28(免)		天明元. 9. 18. 老中格
鳥居 忠意	天明6. 閏10. 1.	寛政 5. 2. 29(辞)		天明元. 9. 18. 西丸老中

田沼意次の政権独占をめぐって

(『柳宮補任』一、『徳川実紀』第十篇)

松平輝高についても、彼が「先朝(家重)の時より重職にありて、勤勞すくなからずとて。封地一万石を増給ひ、八万二千石となれり。」<sup>(9)</sup> という榮譽に浴し得たのは、実は意次に贈賄したからだ」と『続三王外記』は批判する。同書は武元と比較して、「館林侯為相三十有余年、而益秩七千石、高崎侯為相、至此二十有余年、而益秩万石、是実厚賂相良侯所得、而非以勞所得也。」<sup>(10)</sup> (傍点、引用者) けっして永年の功勞によるだけではないと。

同書はさらに松平康福についてもいくつかの裏話を伝えているが、周知のように康福の女が意次の嫡男意知の室であったという關係を指摘するだけでも天明初年におけるその政治的立場は容易に理解できよう。

このようにみてくると、松平武元の死後、急速に意次の勢威が増して来たという『続三王外記』の非難も、あながち不当とはいえない。ところで天明元年における幕閣人事について、意次の人脈との関連においてみよう。

さきにも述べたように、この年閏五月一八日の豊千代養君決定の勞を褒せられて、七月十五日意次は一万石を加封(総べて四万七千石)<sup>(11)</sup> された。ついで同月一八日には、松平輝高も、「さきに田沼意次がし

ばし病に臥しける間。かはりて御養君の事をつかさどりしをもて<sup>(12)</sup>賞せられているが、こちらはわずかに「時ふく五襲」であって、意次と大きなちがいである。これは意次が豊千代の養君決定の大貢献であるのに対し、輝高はその儀式を単につとめたにすぎない当然の措置といえよう<sup>(13)</sup>。

いまここで論じたいのはこの恩賞問題ではなくて、この豊千代（天明元年一二月二日、家斉と改名）の將軍世子披露に伴って、天明元年閏五月一日および同年九月一八日の両度にわたって、西丸・本丸ともに幕府人事の大異動が行なわれていることについてである。

(1) 閏五月一日<sup>(14)</sup>（↓は昇進・転任を示す）

久世広明 京都所司代↓西丸老中

牧野貞長 大坂城代↓京都所司代

土岐定経 寺社奉行↓大坂城代

鳥居忠意 若年寄末班↓若年寄

太田資愛 寺社奉行↓西丸若年寄

酒井忠香 若年寄末班↓西丸若年寄

井上正定・安藤信成 奏者番↓寺社奉行

この他、側衆・番頭・小姓などの西丸側近への異動が行なわれ、この中には小姓本郷泰行が小姓組番頭格・御用取次見習に昇進している。

なお同一九日（養君披露の翌日）一橋家老田沼意致が小姓組番頭格・西丸御用取次見習となっている<sup>(15)</sup>。意致の後任には六月一日、浦賀奉行林忠篤（のち寛政期の側衆となる。文化・文政・天保期の側衆・若年寄林忠英の父）が一橋家

家老に任じられた。<sup>(16)</sup>

(四) 九月一八日<sup>(17)</sup>

久世広明 西丸老中↓老中

鳥居忠意 若年寄↓西丸老中

水野忠友 側用人↓老中格

太田資愛 西丸若年寄↓若年寄

井伊直朗 奏者番↓西丸若年寄

稲葉正明 三千石加封

この九月の幕閣の新陣容を閏五月のばあいと比較してみると、いちじるしく意次の縁戚者が進出していることがわかる。この傾向はすでに安永八年ごろから顕在化してくることをさきに指摘したが、ここにいたって一層顕著となった。くりかえしのべるまでもなく、右のうち水野忠友・太田資愛・井伊直朗と意次との姻戚関係はいうまでもない。久世広明についていえば、その婚姻成立の時期は不明なのであるいは意次失脚後かもしれないが（年令からいえば妥当であろう）、広明の孫綏之の室は、意次の女の嫁した西尾忠移（奏者番）の女であることを指摘しておこう。<sup>(18)</sup> また牧野貞長は天明四年五月一日、京都所司代より老中に昇進するが、貞長の四男忠善は天明二年十二月に西尾忠移の養嗣子となり、忠移と意次の女との間に生まれた長女（意次の孫）を室としているので、<sup>(20)</sup>恐らくはその縁故での老中昇進であろう。なお鳥居忠意についてはまだ意次との縁故を直接に見出し得ない。そのせいか、忠意は意次の在任中は西丸老中にとどまり、家斉の將軍就任に伴い、天明六年閏一〇月一日に老中に昇進している。田沼政権下の老中であった人物としては最も後年までその職にふみとどまって、寛政五年二月二九日になってやっと老令（七七才）により辞職を許されたが、溜間詰の栄誉をうけ

るという、天明期の老中のなかで、もっともまっとうな政治生命を送った<sup>(21)</sup>

稲葉正明についてはさきにもふれたが、嫡子正武をはじめ意知の養女を室としてのち離婚し、継室に加納久周の女を迎えている。ところがこの久周は大岡忠光の二男で加納久堅（若年寄）の養嗣子となった。実兄大岡忠喜（奏者番）の継室は意次の養女（意次の妹の子、新見正則の女）であって、正明は意次と錯綜した姻戚関係にある。<sup>(22)</sup>

このようにみてみると、天明元年の幕閣の中樞は完全に意次に掌握されているといえよう。

その上、九月一八日の幕閣の異動時において、老中首座として勝手方を兼ねていた松平輝高はこのとき重病の床にあって、しばしば辞職を願ひ出て聴かれず、この月二五日に歿した。<sup>(23)</sup>

すでに松平武元歿後は、松平輝高・松平康福らは位にあてるのみと酷評されていたが、いま輝高が歿するに及び、意次は嫡男意知を奏者番に加えた（天明元年二月一五日）。<sup>(24)</sup>

『続三王外記』によると、意次は意知を早く奏者番としたり、当時在世中の武元にその嫡男を奏者番にするよう進言したが、かえってたしなめられてその意を遂げることが出来なかった。そこで武元が歿するに及んで、意知を奏者番にしたという。<sup>(25)</sup>しかしこの有名な話もすこし厳密に検討すると、その実現までに若干手間どっている。すなわち、これも『続三王外記』に伝えられる有名な話だが、松平武寛が奏者番になつたのは父の武元が三〇年の老中在職の功によるものとしたのに、阿部正敏が同役についたのは父正允（老中ではあったが、その就任については意次への贈賄の賜物だと取り沙汰されたという）の労ではなく、これも賄賂による獵官運動の結果だとして、例の稲荷堀の下屋敷出火一件の話<sup>(26)</sup>を伝えている。

松平武元の歿後、奏者番となった人物は田沼意知を含めて九人おり、その就役は前後四回ある。まず安永八年八月一二日に土井利和・水野忠鼎・青山幸完、翌九年八月一七日に松平武寛、ついで天明元年四月二一日に松平乗完・稲葉正謀・

阿部正敏・牧野忠精の九人がそれぞれ奏者番となった。<sup>(27)</sup>これらはいずれも松平輝高の在世中のことである。

田沼意知が奏者番となったのは天明元年十二月一日五日であって、輝高没後のことであってみると、武元が歿してから意知の奏者番がはじめて可能であったというこれまでの説は、安易に『続三王外記』の記事によりかかりすぎた嫌いがある。むしろ輝高の死去前後が意知にとって文字どおりの政権独占の画期をなすと考えてよい。

さきに側用人より老中格となった水野忠友は、なお「昵近故のごとしと命ぜられ。封地五千石を増下され<sup>(28)</sup>」た（九月一日）が、このときすでに重体に陥っていた松平輝高の死（九月二五日）によって、九月二七日「輝高にかはりて。国用の事掌るべしと命ぜら」れ、さらに同晦日、「こたび水野出羽守忠友国用を主宰すべく命ぜらるれば。すべて今まで国用つかさどれる老臣のもとにうたへ出し事ども。みな忠友に聞ゆべし<sup>(29)</sup>」と令せられ、忠友の新任務について細かい指示を与えている。このことは単に老中の交代に伴う職掌がえを示していると単純に理解できない。

なぜならば国用主宰＝勝手掛老中の存在は、合議制を建前とする老中政治体制の中では本来異質のものであり、かつこれまで勝手掛老中は月番制の持ち廻りを原則とする老中のなかでも、老中首座の管掌であった。忠友の先任・松平輝高がこの地位については安永八年七月二八日のことであり、それは同二五日に松平武元が歿したからである。<sup>(30)</sup>それまでは宝暦一二年一二月九日<sup>(31)</sup>以来、武元が勝手掛老中、松平忠恒が勝手掛若年寄（明和五年一月九日、卒<sup>(32)</sup>）を勤めていた。武元・輝高はともに勝手掛在任中は老中首座として幕政を統轄していた。しかるに水野忠友が老中格に補せられるや、首座に位置する松平康福はもちろん田沼意次・久世広明をさしおいて国用を命ぜられたのは異例のことといわねばならない。したがってその管掌事項もこれまでの勝手掛老中にくらべ、大きく後退し制約されたと考えられる。多分この推察を裏づけるとみられる「浚明院殿御実紀」中のつぎの記事は、さきの国用補任（九月二七日）後間もない十月一二日の条に出てくる。

「またさきに遠国の地よりうたへ出る事ども。すべて国用にかゝはりし事は。水野出羽守忠友一人にうたへ出べしと令せられしが。此後は。宿老とともに忠友が名をも書加へて。うたへ出べしとあらため令ぜらる。」<sup>(33)</sup>  
 このような経過を考えると、時人の次のような誤解も無理からぬことといえよう。

「凡そ国政何となく主殿殿(意次)指揮に洩る事なく、御勝手方の儀は、是まで筆頭の閣老の掛りなるを、松平右京大夫(輝高)卒去の後は、閣老第二座の主殿頭掛りとなり、爾してより後は、遠近の国にて色々の課役懸り、上下窮する事大方ならず、」<sup>(34)</sup>

事實は勝手掛が水野忠友の管掌するところであるにもかかわらず、意次の掛りであると同時代人が誤解にもせよ認識したことは、田沼時代における経済政策を考える上で暗示的ではあるが、本稿では指摘するにとどめる。

正に天明元年こそは田沼意次にとって、意次自身およびその縁戚者を中心とするいわゆる田沼一党による幕閣人事独占掌握体制を確立した画期的な年であったといえよう。

註

- (1) 北島正元「田沼時代」歴史学研究会・日本史研究会編『日本歴史講座』第四卷七六―七八ページ、同『日本史概説』Ⅱ(岩波全書)二一七ページ
- (2) 「浚明院殿御実紀」卷二十(『実紀』第十篇三〇九、三二一ページ)
- (3) 同右卷二十(同右三一―三二ページ)
- (4) 同右卷四十一(同右六〇八、六一―六二二ページ)
- (5) 同右卷四十二(同右六三二ページ)、同右卷四十三(同右六三五―六四ページ)
- (6) 同右卷四十三(同右六四五、六四八ページ)
- (7) 同右卷四十五(同右六七五、六七九―六八〇ページ)
- (8) 『続三王外記』卷之三浚王記(十六ウ―十七オ)
- (9) 「浚明院殿御実紀」卷四十一(同右六一八ページ)、同右卷四十五(同右六七九―六八〇ページ)
- (10) 『続三王外記』浚王記(十七ウ)
- (11)(12) 「浚明院殿御実紀」卷四十五(同右六六八ページ)
- (13) なおこれについては、横山則孝前掲『史叢』論文四八ページ参照。
- (14) 「浚明院殿御実紀」卷四十四(同右、六六二―六六三ページ)

- (15) 同右卷四十四(六六三ページ)
- (16) 同右卷四十四(六六五ページ)
- (17) 同右卷四十五(六七四―六七五ページ)
- (18) 『寛政譜』卷第四百六十二(第八、一六ページ)、同右卷第三百七十六(第六、三四五ページ)
- (19) 「凌明院殿御実紀」卷五十(同右七五〇ページ)
- (20) 『寛政譜』卷第三百六十六(第六、二八一ページ)、同右卷第三百七十七(第六、三四五ページ)。なお、『続三王外記』は、例によって意次への贈賄説によって、貞長は所司代より老中に昇進しえたが、西丸老中鳥居忠意は賄賂による狝官運動に応じなかったため、そのままになったという(前右、十八ウ)。
- (21) 同右卷第五百六十(第九、二九六―二九七ページ)、「文恭院殿御実紀」卷一(『続徳川実紀』第一篇四ページ)、同右卷十四(二二〇ページ)
- (22) 「寛政譜」卷第九百九(第十、一九九ページ)、同右卷第一千四百七十一(第二十二、一三八ページ)、同右卷第一千六百三十三(第十六、三二〇ページ)、同右卷第一千二百十九(第十八、三六六ページ)
- (23) 「凌明院殿御実紀」卷四十五(同右六七四、六七五、六七九―六八〇ページ)
- (24) 同右卷四十五(六八二ページ)
- (25) 『続三王外記』卷之三凌王記(十六ウ)

田沼意次の政権独占をめぐる

- (26) 同右(十七オ)
- (27) 「凌明院殿御実紀」卷四十一(同右六〇九ページ)、同右卷四十三(六三六ページ)、同右卷四十四(六五八ページ)
- (28) 同右卷四十五(六七四ページ)
- (29) 同右卷四十五(六七五―六七六ページ)
- (30) 同右卷四十一(六〇八ページ)
- (31) 同右卷六一(〇三ページ)
- (32) 同右卷十八(二九〇ページ)
- (33) 同右卷四十五(六七七ページ)
- (34) 『翁草』卷百八(近世史料叢書本(一)一六三三ページ)なお神沢杜口は「老職の筆頭、松平京兆卒去の後は、万端一人に帰するが如く、頻に時めかれける」(卷百九、同右(一)一六五―一六六ページ)とも記している。
- (35) なお田沼意次の老中罷免(天明六年八月二七日)後のことであるが、天明七年七月六日、老中首座(天明七年六月一日就任)松平定信が勝手掛老中となったとき、水野忠友も引きつづき同役に留まり、一時二人の勝手掛老中が設置されている。しかし忠友はその地位にあっても昔日の權威は失なわれて実権は定信に握られたであろうし、忠友自身、翌八年三月四日に定信が將軍補佐となった直後の同月二八日に老中を辞している(『文恭院殿御実紀』卷三、卷四『続実紀』第一篇三八、六二、六四ページ)。

(一九七〇年三月稿、同年一〇月補筆)



(付記)

本稿はもともと前稿「田沼意次の失脚と天明末年の政治状況」(『史学』第四十三卷第一・二号)の前半部分として執筆されたものである。発表するにあたって、紙数の都合で二篇に分けねばならなかったため、全面的に大巾な補筆訂正を加えた上で、それぞれ別箇の論文としてまとめざるをえなかった。したがって本稿はすでに七〇年秋には出来上がっていた。しかし印刷の都合上、公表がいちじるしく延引して今日にいたった。その間に、中井信彦教授の大著『転換期幕藩制の研究——宝暦・天明期の経済政策と商品流通——』が公刊された。同書の終章において、宝暦末年の幕府勘定所の機構改革と経済政策の転換が論究されている。本稿においてもこの問題を取り上げているので、当然中井教授の研究に言及すべきなのであるが、さきに述べた事情のもとに、かつ原稿を提出したまま加筆補足する機会を失ったため、いま中井教授の劳作に接しながら、なんらその成果を汲みとることができなかった。この点、他日を期したい。

なお、本稿と前後して執筆した「幕藩制解体の起点 II 階級斗争・政治過程」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史』4幕藩制社会 所収)においても、本稿の論旨が関説されているので、あわせて参照いただきたい。

(一九七二年三月記)